

平成 28 年度 沖縄県手話施策推進協議会 議事録

日時 平成 28 年 8 月 31 日（水）10：00～11：00

場所 県庁 6 階第 2 特別会議室

出席者

(1) 委員

野原 龍信	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長
真謝 孝	沖縄聴覚障害者情報センター施設長
根間 洋治	沖縄県難聴・中途失聴者協会会長
城間 稔	沖縄盲ろう者友の会会員
真栄城 守信	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長
石川 陽子	沖縄県手話通訳問題研究会支部長
佐和田 由紀子	三町村合同手話サークル三手の会聴覚障害者役員（書記）
又吉 安一	沖縄県立沖縄ろう学校校長
仲里 美智子	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長
濱元 朝純	沖縄県小学校長会会長
北村 敢	NPO 法人沖縄市障がい者福祉協会ピアサポートセンターつなぎ事務員

(2) 事務局

子ども生活福祉部障害福祉課

與那嶺 武（課長）、下地 正人（地域生活支援班長）、椋野 清史（主任）

(3) 関係課

教育庁県立学校教育課

新里 彰久（産業教育班主任指導主事）、濱元 伸（特別支援教育室指導主事）

義務教育課

多和田 勝（義務教育指導班長）

主な内容

1 委嘱状交付式

- ① 本日の会次第内容等について説明（司会進行（與那嶺障害福祉課長））
- ② 本日出席された委員に委嘱状を交付（沖縄県知事（代理 山城秀史 子ども福祉統括監））
- ③ 沖縄県知事挨拶（代読 山城秀史 子ども福祉統括監）

2 協議会

- ① 各委員及び事務局の自己紹介
- ② 協議会の概要を、資料 1 に沿って説明（事務局）
- ③ 条例の概要を、資料 2 に沿って説明（事務局）
- ④ 議題（会長の選出）
沖縄県手話施策推進協議会規則第 2 条第 2 項の規定により、委員の互選により選出する。2 名の委員の推薦により、真謝 孝 委員を会長に選出
- ⑤ 真謝会長から会長就任の挨拶

<協議会議事録>

1 委嘱状交付式

與那嶺課長：

それでは、定刻となりましたので、「沖縄県手話施策推進協議会」の委嘱状交付式及び第1回協議会を始めさせていただきます。

皆様方には、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

私、本日の司会進行をいたします沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課長の與那嶺と申します。よろしくお願いたします。

本日の会次第ですが、委嘱状交付式に続き、第1回沖縄県手話施策推進協議会を開催し、11時に閉会する予定となっております。

なお、11時10分から意見交換会を開催する予定でございますが、協議会委員と事務局・関係課のフリートーキングの場となりますので、恐れ入りますが、取材・傍聴等のご遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、これから委嘱状の交付を行います。

本日の委嘱につきましては、知事に代わりまして、山城秀史統括監から委嘱状を交付させていただきます。

別紙委員名簿の順番に沿って委嘱状を交付しますので、お名前をお呼びしますので、お手数ですが前のほうまでお進みください。

なお、委嘱状につきましては、最初の方だけ全文を読み上げますが、次の方からは、お名前だけを読み上げますので、御了承願います。また交付の際は、敬称は略させていただきますのでご了承ください。

それでは、早速、委嘱状の交付を行います。

野原 龍信 様

山城統括監：

人事異動通知書、野原 龍信

沖縄県手話言語条例第8条により沖縄県手話施策推進協議会 委員を委嘱する。
任期は平成30年8月23日までとする。

平成28年8月24日、沖縄県知事 翁長 雄志

よろしくお願いいたします。

與那嶺課長：

真謝 孝 様、

山城統括監：

真謝 孝 以下、同文です。よろしくお願いいたします。

<以下、順次 司会が名前を呼び上げ、山城統括監から委嘱状の交付>

- ③根間 洋治 様、④城間 稔 様、⑤真栄城 守信 様、⑥石川 陽子 様、
⑦佐和田 由紀子 様、⑧又吉 安一 様、⑨仲里 美智子 様、⑩濱元 朝純 様、
⑪北村 敢 様

與那嶺課長：

島村 聡 様、岸本 敏和 様は、本日所用により欠席でございますので、後日、委嘱状を交付いたします。

それでは、本日の「沖縄県手話施策推進協議会」の開会にあたり、沖縄県知事 翁長 雄志からご挨拶いたします。

本日、知事が出張中で不在のため、子ども生活福祉部統括監 山城 秀史より代読させていただきます。

山城統括監：

はいさい、ぐすーよー ちゅーうがなびら。

平成 28 年度第 1 回沖縄県手話施策推進協議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

皆様方には、本協議会の委員就任依頼に対し、快くお引き受けくださり、本日御出席をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

また、日頃から聴覚障害者福祉施策の推進のため、福祉・教育をはじめ、様々な分野において多大な貢献をされていることに深く敬意を表します。

本年 4 月 1 日、沖縄県は、手話の普及に関して先進県である鳥取県や神奈川県に続き、手話言語条例を施行しました。

本協議会は、手話言語条例に基づき、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る「手話推進計画」の策定、変更に関する事項について、調査審議していただくこととなっております。

委員の皆様におかれましては、条例の目的である「ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現」のために、それぞれの立場から忌憚のない御意見、御提言を賜り、手話の普及に関する施策の推進に向けて有意義な議論の場となることを御期待申し上げます。

結びに、引き続き沖縄県の障害福祉施策及び手話の普及に関する施策の推進にお力添えいただきますようお願い申し上げます。

ゆたさるぐとう うにげーさびら。

平成 28 年 8 月 31 日 沖縄県知事 翁長 雄志

與那嶺課長：

山城統括監、ありがとうございました。以上をもちまして、委嘱状の交付式を終了いたします。

なお、山城統括監は別用務のため、ここで退席しますので、ご了承願います。

2 協議会

下地班長：

それでは、委嘱状交付式に引き続き、協議会を開催したいと思います。

皆様改めましてこんにちは。本日は、お忙しい中、この会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。

はじめに、本協議会の開催要件として、沖縄県手話施策推進協議会規則第 3 条第 2 項の規定により、委員の過半数の出席が必要でございます。

本日は委員 13 名のうち 11 名が出席しておりますので、定足数を満たしていることを報告します。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

皆様のお手元に資料を配付しております。

「会次第」、「委員名簿」、「配席図」、「資料 1 沖縄県手話施策推進協議会事務フロー図等資料」、「資料 2 沖縄県手話言語条例及び沖縄県手話施策推進協議会規則」、「資料 3 意見交換会資料」、「資料 4 - 1 鳥取県手話施策推進計画」、「資料 4 - 2 神奈川県手話推進計画」となっております。

これらの資料に不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

よろしいでしょうか。

それでは、会次第に従いまして、進めていきたいと思ひます。

会議を進めるにあたって、お願いがございます。

各委員におかれましては、発言していただく際、挙手をしていただき、お手元のマイクボタンを押して、お名前を名乗ってからご発言ください。それから、発言が早口にならないようお願いします。

手話でご発言される場合は、議場に配置された手話通訳者に向かって、ご発言いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは事務局から本協議会の概要説明を行い、引き続き議題の「会長の選出」を行います。その前に、本日お集まりの委員の皆様、初めてお目にかかる方もいらっしゃるかと思いますので、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。こちら、城間委員から反時計回りをお願いします。

<委員 11 名、自己紹介>

ありがとうございました。次に、事務局の自己紹介をしたいと思います。與那嶺障害福祉課長、よろしくお願いいたします。

<與那嶺障害福祉課長、自己紹介>

下地班長：

ありがとうございました。

それでは事務局から本協議会の概要説明をさせていただきたいと思ひます。

お配りしている資料の「資料 1」に沿って説明します。本協議会の概要等についての説明です。

まず 1 番目、組織の根拠及び委員発令根拠というところ。この協議会の位置付けということになります。

この協議会は、沖縄県手話言語条例第 8 条第 1 項に基づく県の附属機関として正式に位置付けられております。また、条例第 8 条第 3 項の規定により、知事が委員の任命をしております。

所掌事務についてですが、条例第 7 条に規定する沖縄県手話推進計画の策定、先程事務局長よりお話がありましたが、手話推進計画の策定または変更に関する事項について、知事の諮問に応じて調査・審議することとなっております。

委員の任期は、発令の日（平成 28 年 8 月 24 日）から平成 30 年 8 月 23 日まで、2 年間で予定しております。

予定している協議の内容は、今年度については、本会議が第 1 回目、今回は会長の選出ということが主な議題になります。第 2 回目以降については、先程お話がありました手話推進計画（素案）というものを事務局が作りまして、それを沖縄県知事から本協議会に諮問することになります。その諮問のあった手話推進計画（素案）について、調査審議していただくということになります。イメージを下の図の方に書いておりますように、沖縄県知事から①諮問したあと、調査審議していただき、②答申というかたちで沖縄県知事に返してもらうということになります。それに基づいて、手話の普及に関する施策を公式に推進していくという流れになりますので、ご理解いただければと思ひます。

最後 5 番目、謝礼等についてですが、「沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則」に基づき、月額 9,300 円を支給することになっております。また、「沖縄県職員の旅費に関する条例」の適用を受ける職員に相当する旅費を支給するというので、ご理解いただければと思ひます。

以上が本協議会の概要となっております。

引き続き、資料2をご覧ください。

改めて、手話言語条例の内容を、おさらいしたいと思います。

1 ページ目の前文には、手話言語条例をなぜつくる必要があったのか、どういうことのために制定するのかということを書いております。時間の都合上、細かくは説明できませんが、ひととおり流すかたちで説明したいと思います。重要なところが第1条の目的です。

2 ページ目の下線部をご覧ください。この条例の目的ですが、「手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とうろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする」と書いております。この目的に沿って条例を制定しているということです。

第2条ですが、「手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図る」ということが基本理念になっております。

そのために、第3条第2項、県の責務ということで、「県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする」ということになっております。さらに、第3項で、県の責務として、「学校教育における手話の普及のための取組への支援にも努めるものとする」と規定しております。

第4条は、県民の役割になっておりまして、「県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする」という条文になっております。

第5条が、ろう者等による普及で、「ろう者及び手話の関係団体は、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする」という規定になっております。

さらに第6条、「ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」という、学校における取組を規定しております。

これらの取組も含めまして、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話推進計画を策定して、これを実施するというものが第7条になっております。

第8条は、本手話施策推進協議会の内容で、先程ご説明したとおりですので、割愛させていただきます。

第9条に、毎月第3水曜日を手話推進の日と定めて、県民の手話に対する関心と理解を深めるということも規定しております。

第10条は「手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」という規定となっております。

以上が、手話言語条例の概要です。

以上で、本協議会と手話言語条例の概要の説明を終わります。

つづきまして、議題の会長の選出を行います。

沖縄県手話施策推進協議会規則第2条第2項により、委員の皆様の中から会長を互選していただくこととなります。どなたかご推薦等あれば、お願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

真栄城委員：

はい、親の会会長の真栄城ですけれども、会長の推薦とありますけれども、今日出席の役員の方々ほぼ、僕知っている方で、その中で真謝先生ですね、教職が35年、ろう学校歴が11年と長い間お勤めになっておりますので、知識の方、また人脈の方もおありだと思いますので、真謝先生を推薦したいと思います。以上です。

野原委員：

はい、野原です。異議ありません。

石川委員：

異議はないのですが、私としましてはやはり手話は、聴覚障害者の言語ということもあるので、できれば会長は、聞こえない方がいいのかなと思っておりますので、沖縄県聴覚障害者協会会長の野原さんがいいのではないかと私は思っております。

野原委員：

はい、沖縄県聴覚障害者協会会長の野原です。先程、石川委員からのお話もごもつともだと思えます。しかし私も、教育現場や学校現場も、まだみえない部分がございます。是非とも、真謝委員の方に、前職は校長という立場もございましたし、その前には、県の教育庁の経験もございますので、いろいろな面で知識も広いでしょうと考えております。ですから真謝様を推薦したいと考えております。以上です。

下地班長：

はい、よろしいでしょうか。それでは委員の皆様は、真謝委員を会長とすることで、ご異議がないということで、よろしいでしょうか。

<拍手>

下地班長：

では、ご異議がないようでございますので、真謝委員に会長をお願いしたいと思います。会長席の方にお移りいただきますようお願いいたします。

<席へ移動>

下地班長：

それでは改めまして、ここで真謝会長に、会長就任の御挨拶をいただきますとともに、その後の議事進行もお願いしたいと思います。真謝会長よろしくお願いたします。

真謝会長：

はい、それでは改めまして、皆様、真謝でございます。よろしく申し上げます。今先程お二人の、真栄城委員の方から推薦いただきまして、その後また聴覚障害者協会の野原会長の方からも異議なしということでありましたが、私も本来であれば、ろう者のため、それからろう者と関わる皆様のための条例ですので、その施策の策定を進めていくにあたっては、やはり聞こえない方が中心となった方がいいのではないかという風に内心思っておりました。しかし、先程自己紹介で35年という風に言ったのがまずかったのかなと、思ったりもしております。また、委員の皆様を見ますと、年齢的にもしょうがないのかなという風に思っております。

会長だから云々ということではなく、委員の皆様の色々な意見あるいは知恵を出していくとか、その辺の調整ですとか、そういう風なかたちで、皆様とらえていただければと思います。

非常に役不足ではありますが、これから平成30年までという任期、それまでの間、協議会が何回になるかというのはこれからのことですが、できる限りの努めは果たさせていただければなという風に思っております。ひとつよろしく申し上げます。

それから、今日はこの後、事務局の方で準備された予定を見ますと、特に協議会の中身に入るところはまだないわけです。この条例については、先程事務局の方から概要を紹介していただきましたが、目的とそれから理念ということで、手話が言

語であることの理解を広げる、それから手話自体を普及させていくということのご説明がありました。では実際に、どのような内容あるいはどのような方法、そしてどのような目標をもってというところはですね、これから県の事務局の方で素案をつくっていただいて、実施されていくわけですが、それを是非、より聞こえない皆様の、実際の生活に沿った、あるいは学校教育のなかでですね、聞こえないあるいは聞こえづらい子どもたちの学習環境を改善するという課題に沿ったものにしていくかというのは、私たちこの協議会の委員のしっかりとした確認、点検、それから私たちがまた意見交換し、よりよいアイデアを県の方に提供することで、県の施策としてよりよいものになっていくと、そのように考えております。そういうことで、皆様の御協力を、お知恵をだしていただければと思います。ひとつよろしくお願ひします。

<拍手>

真謝会長：

はい、それでは、協議会の進行を会長の方で進めるということになっております。しかし、本日の式次第を確認しますと、この後、一旦休憩をはさんで、意見交換会となっております。様々な資料も準備されております。ここで一旦協議会は閉会として、意見交換会の方につづいていきたいと思ひます。それでは事務局の方から連絡事項等よろしくお願ひします。

下地班長：

はい、ありがとうございます。それでは協議会については、これにて閉会というかたちにしたいと思ひます。引き続きまして、会次第に従って、この後意見交換会を開催したいと思ひます。15分程度の休憩のあと、11時10分からはじめたいと思ひますので、時間までにご着席いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、傍聴等は、本協議会までとなりますので、恐れ入りますが、委員、事務局・関係課職員の方以外は、ご退席いただきますようお願いいたします。

それでは、本日はありがとうございます。

意見交換会 議事録

日時 平成28年8月31日(水) 11:10~12:00

場所 県庁6階第2特別会議室

出席者 第1回協議会出席者全員

この意見交換会は、各委員が日頃考えている課題等について、忌憚のない御意見を述べていただき、今後事務局で作成する手話推進計画(素案)の参考とさせていただくために開催するもの(公式な協議会ではない)。

会の冒頭で事務局から、資料3に沿って沖縄県の現状を説明し、その後、各委員に御発言いただき、真謝会長に総括してもらう。

主な意見等

野原委員：

- 手話を普及するため、パンフレットが必要と考えている。
- ろう学校で手話を教育する際は、ろう当事者がろうの歴史・ろう者の社会の現状等について話す機会を設けてもらいたい。
- 県政広報番組「うまんちゅひろば」にワイプで表示される手話通訳について、通訳のレベルをあげるため、ろう当事者を通訳に含める等、工夫を検討してもらいたい。
- 手話を広めるために、ろう者の派遣が必要と考えている。
- 前回協議内容を確認しながら進めたいため、前回議事録の掲載をお願いしたい。また、協議会議題を、資料と併せて事前にお知らせいただきたい。

仲里委員：

- 市町村の意思疎通支援事業において、医療受診の通訳など、専門性の高い通訳が増えている状況
- より専門性の高い通訳者が求められているため、通訳のレベルアップを図る育成研修を、県主催で定期的で開催してもらいたい。

根間委員：

- 聴覚障害者イコール手話という認識を取り払ってほしい。
- 手話が分からない聴覚障害者もいる。補聴器や人口内耳を使用している方、途中で聞こえなくなった方達に手話を使ってというのは、本人のアイデンティティの問題にもつながるため、配慮をしていただきたい。
- 方法として、手話が分からない聴覚障害者もいるということ、配慮の方法(要約筆記、テレビの字幕等)など、県民に広く周知していただきたい。

真栄城委員：

- この条例ができる前に、県議員と各団体で意見交換した。様々なコミュニケーションツールを盛り込んでほしいという要望を行ったが、条例の制定を急いでいたため、要望は通らなかった。
- 手話が必要ということは理解しているが、手話を必要としない聴覚障害者もいるということ、事務局は理解してほしい。
- 行政は前例主義になってしまいがちなため、沖縄県が先駆となる意気込みで協議会を進めていただきたい。

北村委員：

- 手話推進の目的に沿って、①手話を知らない人への普及活動、②手話通訳者養成講座の定期的な開催、③手話通訳者・士スキルアップ研修の拡充、④ろう講師の育成及びスキルアップ研修の開催という4つの内容を提案
- 4つを役割分担しながら同時進行できればと考えている。
- ②について、手話通訳者養成講座の定期的な開催がないため、手話奉仕員養成講座を修了した後、手話通訳者養成講座につながりにくい現状がある。
- ④について、手話奉仕員養成講座を担当するろう講師から、本人が資質向上するための勉強の機会が少ないという話を聞いた。
- 手話奉仕員・通訳者養成講座の講師や通訳者の方がニーズ・意見をいえるパブリックコメントの実施を提案したい。

佐和田委員：

- 小・中学校から、所属する手話サークルに依頼があつて講師を派遣することがある。
- 手話言語条例の内容を聞かれることがある。サークルとして、その内容を理解していただきたく、チラシの作成・配布をした。
- 小・中学校から手話ソングを教えてほしいという依頼を受けることもあり、要望も多い。しかし、ろう者からするとその手話ソングがよく分からなく、苦手な方が多い。
- 私たちとしては、コミュニケーションとしての手話を学んでほしいと思うが、そういったところに聞こえる方達とのずれがあると感じるため、まず理解を広めていってほしい。

濱元委員：

- 学校の学習発表会・音楽発表会等で、手話ソング・手話コーラスなどを実施する機会が何度かあった。
- 手話の理解というより、興味で手話をやっているというところが現状
- 手話を普及するために学校現場でできる取組として、教職員の手話の理解（条例の意味等）があげられる。手話推進の日はいい機会となる。
- 継続的に手話を理解するための取組として、学習教材の作成や、その他取組の提案（学校教育への声かけ）等を事務局にお願いしたい。

城間委員：

- ろうベースの盲ろう者（弱視ろう）は、主に手話通訳を利用するが、県内で登録されている盲ろう者向け通訳・介助員だけでは、あまり通訳が通じない現状がある。通訳・介助員のスキルアップのため、学習の場を保障してもらいたい。
- 盲ベースの盲ろう者（盲難聴）は、音声をコミュニケーション手段として多く、手話を知らない方もいらっしゃるため、いずれ聞こえなくなったときを想定して、コミュニケーション手段としての手話を学習する場を設けてもらいたい。

石川委員：

- 手話を普及するためには、聴覚障害者に対する理解促進も必要
- 聴覚障害者には手話を必要でない方や盲ろう者もいる、またそのコミュニケーション方法等も盛り込んだうえで、手話を普及していくということを柱にしていきたい。
- 現行の手話通訳制度は、手話通訳者の養成・派遣・設置の3本柱で成り立っている。そのなかで様々な課題があるが、養成に関しては、昼間の通訳派遣ニーズが多いため、昼間に講座を開催しているという情報センターの目的

があり、本来は昼夜定期的に開催したいところだが、養成する講師が不足している現状がある。

昨年、宮古八重山では講師団を結成して、全国手話研修センターの指導者養成講座を受講し、きちんとした養成講座を行っていくという動きがある（指導者養成講座は自費で参加）。

- 県内 11 市 3 町 2 村に 25 名の設置通訳者がいる。全ての通訳を設置通訳者で対応するわけにはいかないの、登録制度で派遣を行っているが、登録通訳者のほとんどが通訳以外の仕事を持っている。場合によっては年休をとって通訳に行くこともあり、利用者（ろう者）に希望日以外の日程調整してもらうこともある。
- たくさんの課題があるので、長期の計画を、優先順位をしぼって立てていただきたい。

又吉委員：

- ろう学校生徒のコミュニケーション手段は、手話のみではなく、聴覚、補聴器等も活用している。
- 聴覚障害のあるお子さんのために、聴覚、補聴器の活用等、トータル的なコミュニケーション手段を視野に入れて協議会を進めてほしい。
- 手話通訳者の絶対数が足りていないので、養成と、手話通訳をすぐに派遣できるようなシステムづくりをしてもらいたい。

真謝会長（総括）：

- これまでの委員の話聞いて、県が取り組む広報啓発事業の中身として、大事なことが 3 つあると考えている。
- 一つは、聴覚障害児者の現実・ニーズについて正しい理解を広げる。手話を必要としない聴覚障害者もいるし、盲ろう者の方もいる。教育上も含めて、聴覚障害者が抱える様々なニーズがある。それらを条例の目的に沿って、県民に広く周知していく必要がある。
- 二つ目に、これまでの日本の手話の歴史を踏まえて、手話が立派な言語であるという正しい理解を広げていく必要がある。
- 三つ目に、手話を使うろう者とコミュニケーションをとる場合は、ある程度のレベルが必要となってくる。入り口として手話に触れるということから、聴覚障害者の現実・ニーズに応じた、ハイレベルな手話まで必要ということを、正しく伝えていく必要がある。
- 以上の三つを、人材養成等と併行しながら、正しく伝えていく必要がある。

<意見交換会議事録>

下地班長：

はい、あらためまして、これから意見交換会を開催したいと思います。

この意見交換会は、協議会という公式な場ではございません。先ほど、お話を申し上げた、事務局の計画（素案）を作るにあたって、通常は事務局だけで作るようになると思うのですが、その事務局素案を作るにあたってやはり皆さまの意見を伺いながら作るべきだろうという風に考えておりました、第2回協議会があらためてありますので、今回の意見交換の場で、現在皆様が課題に思っているようなことですか、推進協議会に「こうしたら、計画としてはいいのではないか」とか、現時点でかまわないので、ご意見をいただければという風に考えて設定をさせていただいた次第でございます。

ではお手元の資料に基づいて、事務局の方から現状というものを説明させていただきたいと思っております。「資料3」と「資料4-1」鳥取県の計画、それから「資料4-2」神奈川県の計画ですね。この二つは先に条例を制定されている県の手話推進計画というものになります。現状としましては、「資料3」の方をご覧ください。統計的な話になりますので、流しながら説明したいと思います。現状としては、県内の聴覚障害者数、これは身体障害者手帳の交付者数ですけれども、その合計を北部から中部、南部、宮古、八重山圏域を合計しますと7,713名の聴覚障害者の方が県内にいらっしゃるということが現状でございます。

それから2P、県の施策としてはどういう事業をしているかの一覧がございます。28年度の当初予算の状況を記載しておりますが、時間の都合上割愛させていただきます。数字は千円単位ですので、例えば人材育成関連7,389とあるのは、七百三十八万九千円になります。

それから、3P目をご覧ください。県の普及啓発活動の取り組みというところですが、先ほど説明した手話推進の日というもの、条例に定められた部分ではありますが、現時点で、手話推進の日についてはまだ計画が定められていないので、個別に色々な施策をすることはまだできていない状況ですが、県のHPを通じて、簡単な手話表現を紹介しているところでございます。一般にも分かりやすい手話表現を、関係団体であります県聴覚障害者協会の協力を得まして、静止画と、動画ということで、紹介をしています。県職員に写真撮影のモデルをお願いして、それで撮影をきっかけに手話に触れてもらうというような取り組みをしているところでございます。

それからもう一つご報告でございますが、「手話を広める知事の会」というものが、急ぎよ平成28年、今年度の去る7月の21日に、鳥取県知事が代表発起人となりまして、発足しております。同会は、手話の普及を図り、もって聴覚障害者の更なる自立と社会参加の実現を目指すということを目的としておりますので、本県としても、条例制定県でございますので、この「手話を広める知事の会」に設立時に加入したところでございます。同会と連携を図ることで、県も手話の普及に関する施策推進を図っていきたいという風に考えているところです。

4Pからは手話推進の日、どういう取り組みをしているかイメージをもってもらうための資料になります。ホームページでこういったことをご紹介しております、5Pの方が手話を覚えようというような動画になっております。

6Pの方が、市町村の状況ということで、意思疎通支援事業の市町村の実施状況ということで、この辺に少し課題が行政的にはみられるというような、資料になっております。意思疎通支援事業の実施体制が68.3%、手話通訳者派遣事業の実施

体制が 65.9%、手話通訳者設置事業の実施体制が 41.5%、右側のかっこ書きが全国平均となっておりますので、そこに比べると少しやはり弱いところが見えるのかなというような資料になっております。

7 P はこれをグラフにしたもので、各市町村の状況ということでご覧ください。

8 P も同じですね。

9 P は全国自治体の条例制定状況ということで、手話言語条例を定めている市町村ないしは都道府県を一覧として掲載しているところです。

10 P 以降はメモ書きにお使いいただければと思います。「資料 4-1」と「資料 4-2」、この二つの概要の説明は割愛させていただきます。「資料 4-1」が鳥取県の手話施策推進計画というもので、我々が作ることになるだろうとないしは、参考にするような計画として、とりあげております。鳥取県の計画は全部で 6 P にわたる計画です。それから「資料 4-2」が神奈川県の手話推進計画ということで、これはちょっと分厚いものになっております。28 P にわたってという計画になっております。事務局からは取り急ぎ資料の説明をさせていただきましたが、先ほどの冒頭に戻りまして、現在やはり課題になっているのではないかなというようなことを、一言ずつといいますか、二言でも三言でもいいので、我々が、事務局素案をつくるにあたって、参考になるようなご意見をいただければと考えております。先ほどの自己紹介の流れと同じように、城間委員の方から、ご発言をいただいて、最後、真謝会長の方でご発言をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

城間委員：

少々お待ちください。考える時間をください。

下地班長：

分かりました。では、野原委員の方からいいですか。

野原委員：

はい、かまいません。

沖縄県聴覚障害者協会会長の野原です。今回の計画を考えた場合、手話のパンフレットが必要ではないかと思えます。また、加えまして、ろう学校における手話での教育をしたいということですが、学校の教員達が教えるのではなくて、ろう当事者を呼んで、ろうの歴史、ろう者の社会の現状等々について、やはり話す機会というものも設けていただければと思います。そうすれば、子どもたち、児童、生徒のみなさんも、そのモデルをみて、これからどうしていくのかというところの情報になるのではないかと思えます。また併せて、手話、大人が使う手話、社会人が使う手話を取り入れて、思考力というものも育つのではないかと、是非とも、ろう学校のなかで、当事者を招いての学習の場という機会を設けていただきたいという風に考えます。また、それから、現在、いえるかどうか分からないですが、うまंचゅ広場において、ワイプで手話通訳をのせていますけれども、私たちからすると、半分以上中身が分からないというところがございます。だめということではないのですが、是非ともろう当事者もその通訳のなかに含めていただいてなんとか工夫してほしいなというところです。また、県内の手話サークルがたくさんありますが、手話を広めるためにも、やはりろう者の派遣というところは必要になるかなと思っております。私からは以上です。

下地班長：

ありがとうございます。今回のこの意見で全て終わりということではありませんので、あくまでも我々事務局が素案をつくる時のきっかけといいますか、参考のようなかたちですので、お気軽に、この場は格式張った会議となっておりますが、少しざっくばらんにお話いただければと思います。

野原委員：

言いたいです。

下地班長：

はい、どうぞ。

野原委員：

先程の話をぬいて、事務局の方をお願いしたいのは、次の協議のときは是非、議事録、これから開催する協議会においては、議事録を掲載してほしい。そのときにもらいたいということですが、例えば先程話をした内容についての議事録を作成すると思うのですが、協議会当日、前回の内容を確認しながら進めて行きたいと思うので、議事録の準備もお願いしてよろしいでしょうか。なぜかという、欠点がございまして、私たちが協議するあいだというのは、私たちが資料を見ながらみなさんの話をみる（きく）ということができません。ですから、議事録を確認しないとその中身が適切だったか、合っているか、自分の記憶と間違いがないかどうか、確認しないといけないところがありますのでよろしくお願いします。以上です。

下地班長：

わかりました。では、引き続き、

仲里委員：

行政の立場からということで、現状と課題を少しお話ししていきたいと思えます。先程の自己紹介のなかにも触れましたように、私たち宜野湾市の方では、地域生活支援事業の一環ということで、手話通訳の派遣事業を行っております。3名の通訳者を配置しているところでありますけれども、やはりこれまでに日常会話程度のレベルであった手話通訳が、どんどん医療受診の際の通訳あるいは財産関係とかそういった専門性を求められる通訳がかなり増えてきている状況なので、そういった部分で、通訳のレベルアップを図るためにも、育成を県の方では是非担ってほしいというのがあります。養成講座を終了した後に、各市町村での学習会を行っているところではありますけれども、やはりスキルアップを図るところからすると、県主催の研修会を定期的で開催して、より専門性の高い通訳者を求めたいと考えているところでございます。

下地班長：

はい、では順番は関係なく、御意見のある方。では根間委員の方から。

根間委員：

はい、根間です。この条例をこれから担っていくというなかで、やはり聴覚障害者イコール手話という認識をちょっと取り払ってほしいなと思えます。というのはやはり手話が分からない聴覚障害者もいらっしゃいますので、補聴器を持っている人もいれば、人工内耳を使っている人もいます。途中で聞こえなくなってくる方もいます。そういったことで、メンタルで悩んでいる方もいらっしゃいますし、そういった方達に手話を使ってというのは、本人のアイデンティティの問題にもつながってきますので、そういったところの配慮をしていただきたい。

方法としては、聴覚障害者は手話が分からない方もいらっしゃるということも周知をしてほしいなと思えます。そのための配慮の方法も紹介いただければと思えます。要約筆記であったり、テレビの字幕であったり、文字情報、視覚的にとらえられるようなものがいろいろあると思えます。それから、補聴援助システムというのがありまして、FM補聴器だったり、それから磁気ループという磁気を取り入れて、補聴器に取り込んで、そばで聞こえるような安定した聞こえ方ができる。そうした配慮があると、県民のみなさんに広く知らせていただきたいなと思っております。以上です。

真栄城委員：

はい、親の会の真栄城です。これはざっくばらんにお話できるということだと思いますよね？いま根間委員の方からもお話があったのですが、事務方のみなさんは知っていると思うのですが、手話言語条例ができる背景というのは、議員立法なので、議員さんがいろいろ視察に行かれて、つくってくれた、そして条例文はみなさんが考えてくれたと思いますが、この条例ができる前段階で、議員さんと各団体で意見交換したのです。その中で、根間さんがおっしゃっていた様々なコミュニケーションツールを盛り込んでほしいという要望をしたのですが、なにせ、議員さんも急いでつくりたいという要望がありましたので、まずじゃあつくってみてから、この推進協議会のなかで見直しをするなり、いろいろ考えていったらいいじゃないのという意見をのみこんで、しぶしぶOKをしました。「手話は必要です」と、根間さんも僕も言いましたが、手話を必要としない、聞こえない・聞こえにくい人たちがいるということも、事務の方達はしっかり理解してほしい。それとおそらく、委員の方々のなかにも、ご存知でない方もいらっしゃると思います。手話を必要としない方もいらっしゃるということをご理解お願いいたします。そして行政の方々ですけれども、行政というのは、ややもすると、前例主義になってしまいますので、沖縄県が前例をつくるという意気込みで、できていければと思っています。よろしくお願いいたします。

北村委員：

はい、北村です。僕の方から手話にもどしたいと思います。僕の考えられる今回の推進の目的というところだと、手話を知らない人に対しての普及活動と、手話通訳を目指す人の養成講座の毎年開催、手話通訳者・士のスキルアップ研修の拡充、ろう講師の育成・スキルアップ講座の開催の4つを挙げたいと思っています。というのは、どれか1つが特化するよりも、全部同時進行でいけたら、それぞれ皆様の立場・経験・知識がありますので、同時進行で役割分担しながらできたらいいかと思っています。僕は、手話奉仕員養成講座を平成28年3月に修了しましたが、4月から手話通訳者養成講座を受けようと思ったが、昼の部しかなかったのです。昼の部だと仕事をしているということで参加が難しかったのです。となると、来年を待てばいいかなと思っていましたところ、手話通訳養成講座は通訳をするための経験・知識・勉強が必要なので、長い期間、概ね3年くらいかかると、教えてもらっています。そこで、来年開かれるのは、通訳者養成講座の「Ⅱ」と言われたときに、「僕たちは来年も受けられない」、ではその次は？となったら丸2年間空きます。手話をはじめ丸2年たったのですが、「倍かかる」というところがやはり穴で、講座につながっていかなかったということで、やめてしまった人たちもいます。今、いろいろな人に意見を聞く場があって、ろう者の人に聞くと、ろう講師が手話奉仕員養成講座の講師をやっているけれども、やはり模索で、自分たちが勉強する機会も少ないとおっしゃられたときに、講師の方は個々のスキルに頼らざるを得ない現状もあるということで、そのような課題が色々と見えるかなと思います。今こうやって、各団体の代表者さんがこられていると思いますが、それをもって手話奉仕員養成講座の講師、通訳者の方なりが、ニーズ・意見が言えるところのパブリックコメントの実施を提案したいなと思っています。今、現在、このちょっとの時間ですが、いろいろな方々の意見を聞いた中でもやはりこの時間がすごく必要だと思いました。僕から見た目線ではなく、他の方々からの目線というのは、今すごく、僕自身をワクワクさせています。知らない事がいっぱいあるなど改めて勉強の場にできるっていうのを期待しています。ありがとうございます。以上です。

佐和田委員：

三町村合同手話サークルの三手の会の佐和田です。小学校、中学校から、サークルに依頼を受けて、講師を派遣することがありまして、そのときに、手話言語条例

について、これって何なの？ということ聞かれることがあります。よく分からないと言われる。第3水曜日に推進の日を設けていただいて、手話サークルでも情報が足りないので、どういうことかよく分からずに、私たちからもその内容を分かっていたらしくて、チラシを作成して配布をしました。もちろん私たちが所属するサークルだけではなくて、小・中学校から手話を教えてほしいという依頼を受けます。手話ソングを教えてほしいということもあるのですが、私たちろう者からするとその手話ソングがよく分からなくて、苦手な方が多いですね。本来は手話を覚えて、コミュニケーションに活かしてほしいと思うけれども、やはり楽しさというところから、手話ソングをとるところが、意見として、要望としては多い。私たちとしては、コミュニケーションとしての手話というところを学んでほしいのだけれども、そこらへんに、聞こえる方達とのずれがあるかなという風には感じています。やはり理解を先に広げていくということが大切かなという風に感じています。

濱元委員：

はい、濱元と申します。よろしく申し上げます。今、佐和田委員からあったお話、とても心にいたくて、大変申し訳ない部分と、さらに理解を深めないといけないなという部分と。また少し、私の話をさせていただきますが、三十数年前に、手話サークルに通ったことがあるという、きっかけは、ご承知の方もいらっしゃるかと思いますが、県内で行われた「わたぼうしコンサート」というのがあって、そこで、手話というのを見ました。これは、社協に勤める友人のすすめで行ったのですが、それを見た後、少し興味をもって、カルチャーセンターに通って、それから手話サークルに通いました。そういったことがきっかけでありましたけれども、2～3年で、離島勤務等があってですね、それからサークルを離れてしまって、今また、手話とは全く関係ない生活をしていますが、学校現場として勤めながら、佐和田委員からあったように、学校で学習発表会とか、音楽発表会等で、手話ソング、手話コーラスとかをやる機会は何度かありました。ただ、それで終わってしまい、手話の理解というよりも、興味があって手話をやっているというのが現状だと思います。そういったところから、今お話を聞きながら考えていたのが、やはりこの手話普及のための、学校現場で何ができるか、それを今ちょっと考えていますけれども、まずは教職員が手話について理解する、手話を楽しむというだけではなくて、手話を理解する、条例の意味とかですね、手話は何のためにあるというところを理解する意味では、今回「手話推進の日」というのができあがるというのはとてもいい機会だなという風に考えております。ただ、今後、音楽発表会だとか学習発表会という行事的に行うのではなくて、継続的に手話を理解するための、例えば学習教材とかですね、あるいは、そういった継続的な取り組みができないかというところで、是非事務局の方へお願いなのですが、先程の学習教材でしたり、あるいは、手話普及のための、学校教育への声かけとかですね、今9月18日が、「しまくとぅばの日」ということで、私たちもあいさつのときは、うちな一ぐちをつかうことによって少しずつ子どもたちにも、広がっていているという風に思いますけれども、手話についても、何らかのかたちで、私たち自身が知識を深めながら、そして普及への意識をもって、取り組んでいく必要があるなど。すみません、少し場違いな話になっているのかもしれませんが、学校現場として、啓発普及図るための手立てを今後また、一緒に考えて行ければいいかなと思っています。また皆様の御意見をいただきながら、がんばっていきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

城間委員：

城間です。今思ったことですが、盲ろう者友の会は、当事者会員が17名いまして、ろうベースが6名、盲ベースが11名います。それについてまずお話をさせて

ください。盲ろう者のなかで、手話をコミュニケーション手段としている人たちは、手話通訳を利用しておりますが、やはり、現在いる通訳介助だけでは、なかなか通じないということがあります。しっかりと学習の場を保障していただきたいと思っています。それから盲ベースの方達は音声を、コミュニケーション手段としている方が多いのですが、やはり手話を習得していない、手話を知らないという盲ベースの方々もいらっしゃるのです、そういった方達がいずれ聞こえなくなってしまうための、コミュニケーションの手段としての、手話を学習する場というものを作っていただきたいかなという風に考えています。通訳・介助員のスキルアッププラス当事者が将来手話を使えるようになるための学習の場を設けてほしいという意見です。以上です。

石川委員：

はい、今、県の条例を見ていたら、手話の普及、それから、ろう者とろう者以外の方が共生できる地域社会づくりというところが大きな目的になっているので、先程からあります手話の普及に関しては、野原委員からパンフレットという御意見もありましたが、その中にやはり聴覚障害者ということが理解できなければ、手話も普及できないと思うのです。その聴覚障害者のなかに、先程言いました、手話が必要でない方もいる、盲ろう者の方もいるということ盛り込んで、そのコミュニケーションということもきちっと入れたうえで、手話が必要な方のための手話は、ということで普及していくということを大きい柱にしていきたいなと思っています。普及するために、先程北村委員からもありましたが、手話が全く分からない人に普及することと、今実際に学習している人への養成ですけれど、手話が全く分からない人に関しての普及は、パンフレットを使用して、小学校・中学校もしくは手話が分からない教職員への手話の普及というところもあるかと思っています。養成の話、設置の話で、仲里委員からもありましたが、手話通訳制度は、手話通訳の養成・派遣・設置が3セットという風になっていて、この条例の中には養成のを中心にかかれていますが、実際には、養成・派遣・設置、三つの三本柱で通訳制度は成り立っています。そのなかで色々な課題があるのですが、通訳者の養成に関しても、昼間開かれているということは、実は、昼間に必要なニーズが多いのですよ。だけれど、実際に、設置通訳者は県内に25名います。11市3町2村いますが、25名しかいないので、その設置の方々全部対応するわけにはいかないのです、ご存知のように、登録通訳者という制度で行っています。この登録している通訳者の方々ほとんどが、仕事を持っているの方々です。お昼に仕事があるので、もし依頼があつて、どうしてもというときには、年休をとっていくという状況があつて、もしくはコーディネートできない場合には、日程をろう者の方に調整してもらおうということもある状況です。これは盲ろうも一緒だと思います。そういう状況なので、昼間に養成講座を開くというのは、昼間受けられるという方は、昼間動けるだろうということも見込んで、センターの目的があつて、昼間養成していると思うのですが、本来は、夜も昼もやりたいところですが、先程言いましたように、今度は、それを育てる方がいない、不足しているということなので、そこの講師の養成も、必要にはなりません。現在、沖縄県聴覚障害者協会の方が、全国手話研修センターと連携して、奉仕員の講師指導者養成講座というのが去年、一昨年からですかね、行っております。去年も宮古八重山もかけてですね、これを受講して、講師団というものをつくって、養成講座をきちっとしたものにしていこうという動きはあるのですが、もちろんこの講師指導者養成講座を受けるのもみなさん自分の時間を、土日を割いて、自費で参加費も払って、離島に行くのも自分のお金でというところで、みんなそれぞれ頑張っているという現状があるので、そこをはっきりいうと、今の事業をやっていこうと思ったら、色々な面で予算がかかることが見込まれるので、や

はり長期の計画をたてていただいて、優先順位をどこにしぼっていくかということを決めて、進めていかれるのが一番いいのかなと、課題はたくさんあるので。そういう現状がいま、通訳者の養成も、奉仕員に関しては、市町村が担っているところもありますし、担えない部分は、情報センターがやっております。奉仕員の講座に関しては、沖聴協と支部の方から講師を派遣して、市町村がやっているのと、大学とか、高校でも今、講座はありますので、その辺も、去年でいったら32件ほど、奉仕員養成講座は大学・高校も含めてですね、手話講習会は沖聴協と沖通研で担って件数は32件ほどあります。という現状があるということで、計画を立てていただきたいなと思います。

又吉委員：

はい、まず、この手話言語条例の目的のところにある手話の普及、施策等を通して、最終的には、お互いの理解を深めて、共生社会の実現をということですよ。そういう大きな目的の部分をおさえつつ、協議会を進めてほしいなと思っています。先程自己紹介でもあったのですが、本校の生徒のコミュニケーション手段を手話のみではなくて、聴覚、補聴器等も活用してのコミュニケーション、トータル的な手段ということでもありますので、そういった部分で、手話の普及も通してですけども、さらに聴覚を活用した、聴覚障害のあるお子さんのためにも、ノートテイクとか、色々な手段は他にもあると思うんですけども、それも視野に入れてですね、是非お願いしたいと思います。そのことによって、聴覚障害のあるお子さんが、地域社会で、将来活躍できる社会をつくってほしいなという思いがあります。それで、ろう学校の立場ではあるのですが、各委員から話のありました手話通訳者の養成というのを、私も感じています。このろう学校職員のなかでもですね、そういった手話の資格を取得して、兼業願いを出して、地域の方で手話通訳をやっているという現状もありますので、絶対的に数が少ないのではないかなと思っています。それからまた、本校の職員は、手話を分かっていて本校に赴任するというわけではないという部分もあって、本校に聴覚障害のある職員もおりますので、そういった場合の情報保障というときも、手話通訳者がすぐに派遣できるという、そういったシステムをつくってほしいなと思っています。以上です。

下地班長：

ありがとうございました。そろそろお時間が迫っております。また、会長の方からなにか御意見いただければと思いますのでよろしくお願いします。

真謝会長：

はい、真謝です。よろしく申し上げます。いま、みなさまのお話をうかがい、「資料3」の3ページの方に、おそらく県としてまっさきに取り組むことを予定しているのが、広報啓発事業ということだろうと思います。その広報啓発事業の中身として、私は3つばかり単なる広報啓発に留まらない大事なことがあるのだろうという風に、お話を聞きながら感じておりました。なにかと言いますと、まず一つは、聴覚障害児あるいは聴覚障害者の現実それからニーズについての正しい理解を広げていく。と言いますのは、先程、何名かの方がおっしゃっているとおり、聴覚障害者イコール手話ではないし、手話がいらないということでもない。実際に聞こえないみなさんには、様々な現実があるわけですね。盲ろうの方もいらっしゃいます。それから根間さんからあったような、難聴者独自のニーズ等があります。聴覚障害児・者というのは、学习上・教育上も含めて、様々なニーズがあります。その現実、それをしっかり、条例の目的に照らしあわせてですね、県民に広く周知していくということが一つ。

それから二つ目に、手話というものの正しい理解。例えば、手話が言語であるということで、埼玉・千葉を含めてもう8県くらい、それから市団体でも条例ができ

て、また、国に対して法律も作ってほしいという風な運動をしているのは、やはり、ろう者のみなさんにとって大事な手話が日本の歴史のなかで、いわば日陰もの扱いされてきたという歴史があるわけです。その歴史を踏まえて、そういう運動が起きてきて、実際に条例などで実を結んでいるということですので、なぜ日陰もの扱いされてきたかということも含めて、そして手話というのは、立派な言語であるという意味では、例えば英語なり日本語なりと同等の重みを持つものだという意味でも、そういう理解をしっかりと広げていく必要がある。それと併行して、その手話を学ぶ、あるいは、聞こえないみなさん、手話を使うろう者のみなさんとコミュニケーションをとる場合には、それなりのきっちりとした手話の力を持ってないといけないということも伝えていかなければならない。その伝えるときに、様々な手話のスキルレベルで広げていける人材養成、先程行政の立場からということで、今は通訳者みなさんの高いレベルの手話が求められているという風な話がありました。そういう様々なレベルがあっただけいいと思います。また、例えば小学校で、楽しいところから手話に触れるということもあっただけいいと思います。そういう入り口があっただけ、そしてその先に様々なレベルで、聞こえないみなさんの生活の現実・ニーズに応じた、ある意味こうハイレベルの手話まで必要であるということも、また、正しく伝えていく。

この三つのことをまず正しく伝えていくということが必要なのかなと思います。伝えながら、もちろん人材養成とか、そういうこともしていくということですね。そのような推進計画に是非なっていければと思います。先程、真栄城委員の方から、この条例ができるプロセスを、色々なニーズを持った聴覚障害者がいますので、それを取り込んだ条例にしてほしいという風なことを議員さんとも話をしたというお話がありました。まさにそれをやりました。しかし、現にできているのは手話の条例ですので、私たちは、まず、この手話の条例のベースから出発して、先程いった聴覚障害者の現実が、様々なニーズがあるということ伝えることをセットにしてやっていけば、この条例をより、聞こえない人たちが求めている、様々なニーズに応じていく、そういう条例にしていけるのではないかという風に思いますね。是非そういう風な計画の中身を、実際に取り組む事項のなかに、いれられればなという風に感じます。はい、以上です。

下地班長：

ありがとうございました。御意見もたくさんあるかと思いますが、お時間になっております。いただいた貴重な御意見は、我々の方事務局できちんと受け止めさせていただきまして、全部反映させられるかどうか、おっしゃったこと一つ一つを全て細かくということは難しいのかも知れませんが、きっちり計画の素案にのせられるように、つくってまいりたいと考えていますので、引き続きよろしく願いしたいと思っております。

真謝会長：

すみません。先程野原委員の方から議事録のことがありましたが。今日の話の内容も録音なり、やっていますよね。

下地班長：

はい、きちんとやっておりますので。

真謝会長：

よろしく申し上げます。

下地班長：

はい、議事録はお送りしたいと、もしくはその前にお送りできるかどうか、やり方は調整させてください。協議会の前にお送りするか、当日にお送りするか、検討させてください。

野原委員：

はい、野原です。第2回以降につきましては、きちんと議題を事前にお知らせいただきたいと思います。資料とも併せてですね。協議に望む心構えとして必要ですので、情報提供の方お願いいたします。

下地班長：

はい、承知しました。

與那嶺課長：

はい、では、障害福祉課長の與那嶺と申します。本日は午前10時から2時間近くになりますが、委嘱状の交付式から始まりまして、先程からの活発な意見交換、まことにありがとうございました。委員の皆様方には多大な、例えば広報啓発のあり方とか、あるいは人材育成の必要性、また聴覚障害をお持ちの方それぞれをとってもニーズが違ってくるとかそういったなりゆきと言いますか、早速、大変貴重な御意見をいただきまして、我々としても、なお一層、推進計画の策定に向けて、本当に頑張って、いかなくちゃいけないなど、思っている次第であります。本当に、本日は貴重な御意見等、ありがとうございました。

下地班長：

はい、ではこれで解散とさせていただきます。長い間、ありがとうございました。